

証券コード 6796

平成 25 年 6 月 18 日

株 主 各 位

埼玉県さいたま市中央区新都心 7 番地 2

ク ラ リ オ ン 株 式 会 社

取 締 役 社 長 泉 龍 彦

株主総会参考書類並びに事業報告等の記載事項一部訂正のお知らせ

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 25 年 5 月 31 日付でご送付いたしました「第 73 回定時株主総会招集ご通知」並びに「法令及び定款に基づくインターネット開示事項」連結計算書類の連結注記表につきまして一部記載の誤りがございましたので、下記のとおり謹んで訂正申し上げます。

敬 具

記

<訂正箇所> (訂正箇所は__を付しております。)

一．第 73 回定時株主総会招集ご通知 10 ページ

1. 企業集団の現況に関する事項

(6) 直前 3 事業年度の財産及び損益の状況

重要な子会社の状況

(訂正前)

会 社 名	所在地	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
		百万円	%	
クラリオンセールスアンドマーケティング㈱	埼玉県	300	100	自動車機器卸売業
クラリオンマニュファクチャリング アンドサービス㈱	福島県	50	100	自動車機器製造業
Clarion Corporation of America	アメリカ	千米ドル 73,825	100	自動車機器卸売業
Electronica Clarion, S.A. de C.V.	メキシコ	千墨ペソ 356,311	81.0(100)	自動車機器製造 及び卸売業
Clarion Europe S.A.S.	フランス	千ユーロ 5,204	100	自動車機器卸売業
		千ユーロ		

Clarion Hungary Electronics Kft.	ハンガリー	13,789	100	自動車機器製造業
Clarion (H.K.) Industries Co., Ltd.	香港	千香港ドル 46,500	100	自動車機器製造 及び卸売業
Dongguan Clarion Orient Electronics Co., Ltd.	中国	千中国元 279,360	0(100)	自動車機器製造 及び卸売業
Clarion (Asia) Thailand Co., Ltd.	タイ	千泰パーツ 693,800	100	自動車機器製造 及び卸売業

(注) 1. クラリオンセールスアンドマーケティング㈱は、平成24年4月1日付でクラリオンアソシエ㈱を吸収合併いたしました。

2. Clarion (Asia) Thailand Co., Ltd.は、事業規模等を勘案して当連結会計年度より重要な子会社として記載しております。

3. 議決権比率欄の()内は間接保有を含めた所有割合であります。

(訂正後)

会社名	所在地	資本金	議決権比率	主要な事業内容
		百万円	%	
クラリオンセールスアンドマーケティング㈱	埼玉県	300	100	自動車機器卸売業
クラリオンマニュファクチャリング アンドサービス㈱	福島県	50	100	自動車機器製造業
Clarion Corporation of America	アメリカ	千米ドル 73,825	100	自動車機器卸売業
Electronica Clarion, S.A. de C.V.	メキシコ	千墨ペソ 356,311	81.0(100)	自動車機器製造 及び卸売業
Clarion Europe S.A.S.	フランス	千ユーロ 5,204	100	自動車機器卸売業
Clarion Hungary Electronics Kft.	ハンガリー	千ユーロ 13,789	100	自動車機器製造業
Clarion (H.K.) Industries Co., Ltd.	香港	千香港ドル 46,500	100	自動車機器製造 及び卸売業
Dongguan Clarion Orient Electronics Co., Ltd.	中国	千中国元 279,360	0(100)	自動車機器製造 及び卸売業
Clarion Asia (Thailand) Co., Ltd.	タイ	千泰パーツ 693,800	100	自動車機器製造 及び卸売業

(注) 1. クラリオンセールスアンドマーケティング㈱は、平成24年4月1日付でクラリオンアソシエ㈱を吸収合併いたしました。

2. Clarion Asia (Thailand) Co., Ltd.は、事業規模等を勘案して当連結会計年度より重要な子会社として記載しております。

3. 議決権比率欄の()内は間接保有を含めた所有割合であります。

二．第 73 回定時株主総会招集ご通知 15 ページ

2. 会社の現況に関する事項

(2) 会社役員に関する事項

取締役及び監査役の報酬等の総額

(訂正前)

区 分	支給人員	支給額
取締役	9名	106百万円
監査役	6	27
合計	15	134

(訂正後)

区 分	支給人員	支給額
取締役	8名	106百万円
監査役	6	27
合計	14	134

三．第 73 回定時株主総会招集ご通知 16 ページ

2. 会社の現況に関する事項

(3) 社外役員に関する事項

取締役

エ. 当事業年度における主な活動状況

(訂正前)

取締役会は 17 回開催中、本田恭彦氏は 16 回、篠崎雅継氏は 17 回出席しております。各社外取締役は、大株主の見地より業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

(訂正後)

取締役会は 17 回開催中、本田恭彦氏は 15 回、篠崎雅継氏は 17 回出席しております。各社外取締役は、大株主の見地より業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

四.「法令及び定款に基づくインターネット開示事項」連結計算書類の連結注記表 1 ページ

(訂正前)

・連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数19社

連結子会社は、クラリオンセールスアンドマーケティング(株)、クラリオンマニュファクチャリングアンドサービス(株)、Clarion Corporation of America、Electronica Clarion, S.A.de C.V.、Clarion Europe S.A.S.、Clarion Hungary Electronics Kft.、Clarion (H.K.) Industries Co., Ltd.、Dongguan Clarion Orient Electronics Co., Ltd.、Clarion (Asia) Thailand Co., Ltd. 他 10 社であります。

なお、クラリオンアソシエ(株)は、当連結会計年度においてクラリオンセールスアンドマーケティング(株)と合併したため、連結の範囲から除いております。

(訂正後)

・連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数19社

連結子会社は、クラリオンセールスアンドマーケティング(株)、クラリオンマニュファクチャリングアンドサービス(株)、Clarion Corporation of America、Electronica Clarion, S.A.de C.V.、Clarion Europe S.A.S.、Clarion Hungary Electronics Kft.、Clarion (H.K.) Industries Co., Ltd.、Dongguan Clarion Orient Electronics Co., Ltd.、Clarion Asia (Thailand) Co., Ltd. 他 10 社であります。

なお、クラリオンアソシエ(株)は、当連結会計年度においてクラリオンセールスアンドマーケティング(株)と合併したため、連結の範囲から除いております。

五.「法令及び定款に基づくインターネット開示事項」連結計算書類の連結注記表 4 ページ

(訂正前)

・連結貸借対照表等に関する注記

1. 担保に供している資産

建物及び構築物.....	323百万円
土地.....	102百万円
計.....	426百万円
担保提供資産に対応する債務	
短期借入金.....	50百万円

長期借入金.....	148百万円
計.....	198百万円
2.有形固定資産の減価償却累計額	
建物及び構築物.....	10,668百万円
機械装置及び運搬具.....	11,000百万円
工具、器具及び備品.....	23,924百万円
リース資産.....	1,969百万円

3.土地の再評価

当社及び一部の国内連結子会社は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、「土地再評価差額金」を純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法..... 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「当該事業用土地の近隣の地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格に合理的な調整を行って算定する方法」、同条第4号に定める「当該事業用土地について地価税第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に合理的な調整を行って算定する方法」及び同条第5号に定める「不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価」によっております。
- ・再評価を行った年月日..... 平成13年3月31日
- ・土地の再評価に関する法律第10条に定める再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額..... 1,565百万円

（訂正後）

. 連結貸借対照表等に関する注記

1. 担保に供している資産

建物及び構築物.....	323百万円
土地.....	102百万円
計.....	426百万円
担保提供資産に対応する債務	
短期借入金.....	50百万円
長期借入金.....	148百万円
計.....	198百万円

2.有形固定資産の減価償却累計額

建物及び構築物.....	10,668百万円
機械装置及び運搬具.....	11,000百万円
工具、器具及び備品.....	23,924百万円
リース資産.....	1,969百万円

3.土地の再評価

当社及び一部の国内連結子会社は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第

34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、「土地再評価差額金」を純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法..... 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める「当該事業用土地の近隣の地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格に合理的な調整を行って算定する方法」、同条第4号に定める「当該事業用土地について地価税第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に合理的な調整を行って算定する方法」及び同条第5号に定める「不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価」によっております。
- ・再評価を行った年月日..... 平成13年3月31日
- ・土地の再評価に関する法律第10条に定める再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額..... 1,565百万円

4. 受取手形割引高

受取手形割引高..... 294百万円

以 上